倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本空手協会(以下、「本会」という)の会員、本部で指導を行う者並びに役員が、それぞれの責務に反し、本会の目的あるいは事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的として定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会定款第5条に示される会員(正会員、準会員、賛助会員および名誉会員)、本部で指導を行う者(本部指導員)及び本会定款第23条に定める役員に適用される。

(違反行為)

第3条次の各号に違反した場合は、第2条適用範囲内の者にとって違反行為となる。

- (1) 本会の定款または規則その他の規定を遵守すること
- (2) 本会の目的、方針に合致する行為を行うこと
- (3) 本会理事会の決定、勧告に従うこと
- (4)会員、本部指導員及び役員としての品位を保つこと
- (5) 反社会的行為を行ったり起訴、不起訴にかかわらず、刑罰、行政罰法 規に抵触しないこと
- (6) 本会の名誉または信用を守ること
- (7) 風説を流布し、本会関係者個人または団体を中傷しないこと
- (8) 本会に損害を与えないこと
- (9)会員、本部指導員及び役員の義務として一致協力して本会の発展に尽力すべきこと
- (10) 本会の行う研修会、競技会、イベントに積極的に参加すべきこと
- (11) 正会員または本部指導員が空手道場を主宰、運営する場合は本 会の承認を受けること
- (12) 正会員または本部指導員が空手道場を主宰、運営する場合は、 道場生をすべて本会の会員、本部指導員及び役員とすること
- (13) 故意に又は過失に基づき本会の運営を妨害しないこと
- (14) 本会が参加を禁止している競技会またはイベントへ参加しない こと

- (15) 正会員または本部指導員が他の者の主宰、運営する空手道場に 参加しまたは、空手道場において指導する場合は、本会が承認した道 場にのみ参加すること
- (16) 正会員または本部指導員が他の者に空手道の指導をする場合は、 本会の許可を得ること
- (17) 本会より授与されたメダル、賞牌等を金銭に換えないこと
- (18) 試合規約や審判規約にある選手、指導員、審判、監督の義務を 守ること
- (19) 暴力、パワハラ、セクハラ及び個人的な差別など人権尊重の精神に反する行動をとらないこと、他人をしてとらせないこと
- (20) 上級者または先輩に対し礼節をもって接すること
- (21) 後輩もしくは自己より下位のものに対して、いじめ、嫌がらせ、 稽古に名を借りた暴力行為を行わないこと
- (22) 先輩としての地位、雇用上の関係、その他の優越的地位を利用 して義務なきことを要求しないこと
- (23) 自己の主宰する道場での、会員、本部指導員及び役員に対する 干渉、強要をしないこと
- (24) アンチ・ドーピングに反しないこと
- (25) 職務やその地位を利用して自己の利益を図らないこと
- (26) 補助金、助成金など、本来の目的外に、不正に利用しないこと
- (27) 他の会員、本部指導員及び役員が上記の基準を満たさないこと を知った場合は速やかに、本会に通報すること
- (28) その他、会員、本部指導員及び役員の資格として適切であると 認める条件を満たすこと

(違反行為の処分)

第4条 前条の違反行為に対する処分は、次の各号のとおりとし理事会がこれを決定する。

- (1) 除名
- (2) 段位・称号の取り消し
- (3) 相当期間を定めた会員資格、本部指導員資格の停止
- (4) 相当期間を定めた称号・昇段・資格または昇給の停止
- (5) 相当期間を定めた総本部及び地区・県本部・<mark>支部</mark>の合宿または大会等への 登録不可
- (6) 戒告その他、必要に応じた処分

(処分の通告)

第5 条 第4 条により違反行為に対する処分が理事会により決定された際、速やかに当事者に通告する。但し、会員に対して第4条第1号の処分を行う場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年六月二日法律第四十八号)題30条の規定に従い、当該会員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与え、社員総会の決議によって決定する。

(不服の申し立て)

第6条第5条における処分通告後、2週間以内に当事者から処分に対する不服の申し立てがあったときは、会長の指名する理事3名(外部理事1名を含むものとする)によって構成される倫理委員会がその申し立てを審査する。

2 不服の申し立てを審査した結果は、速やかに<mark>理事会及び</mark>当事者本人に<mark>通告</mark>される。

(日本スポーツ仲裁機構への不服の申し立て)

第7条 前条にかかわらず、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下、「スポーツ仲裁機構」という)が仲裁する範囲の不服申し立ては、同機構の関連諸規則に従ってなされる仲裁によって解決されるものとする。

2 会員等によるスポーツ仲裁機構への不服の申し立ては、処分の決定日あるいは処分等の通告受領の日から2 週間以内に行わなければならない。

(経費の負担)

第8条 本規程における違反行為を起こした会員、本部指導員及び役員の処分確定までにかかる経費は、違反行為またはその疑わしい行為が発生した時点を開始とし、その事実を確認し、処分を確定するためにかかる法的費用、弁護士費用、その他調査費用を含む事務経費を指し、違反行為が明らかとなり、その処分が確定した場合、経費は違反行為を行った者が全額を負担する。

(経費の請求)

第9条 処分確定後、2 週間以内に経費の明細を示した請求書を、違反行為を行った者に発行する。ただし、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申し立てなど、本会以外の組織による仲裁が入った場合、その結論が出されるまで、その発行を保留とする。

附則

この規程は、平成26年9月13日から施行する。

これにより2013年10月6日施行の懲戒規程は、本日付けで廃止された。